

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																		
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充	拡充 延長	東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制の延長及び拡充を図る。	○		○	○									○																
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置	拡充 延長	適用期限の2年間延長と、現在は適用対象外となっている設立時出資についても対象とするよう手続きの見直しを図る。	○												○																
国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除・固定資産税の課税標準の特例措置の延長	延長	適用期限を2年間延長。			○						○			○																	
国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長	拡充 延長	指定期限を2年間延長し、国家戦略特別区域法施行規則第11条の2第1号にホとして、「我が国の経済社会の活力の向上及び先進分野の活性化に寄与することが見込まれる一定の金融事業等」を追加し、特定事業を拡充する。			○	○	○							○																	
国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長	延長	適用期限を3年間延長。	○											○																	
国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及び延長	拡充 延長	適用期限を2年間延長し、総合特別区域法施行規則第1条第3項第2号を、「複合材料からなる航空機の機体又は宇宙機器の研究開発又は製造に関する事業」と変更し、特定国際戦略事業の対象を拡大する。			○	○	○							○																	
地域活性化総合特区におけるエンジェル税制の延長	延長	適用期限を2年間延長。	○											○																	
子育て支援に係る税制上の措置の検討	新設	児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。	○	○											○																
地域経済活性化支援機構に係る登録免許税の特例措置の延長	延長	機構が金融機関等からの債権の買取り等により取得する不動産に関する権利等の移転登記等に対する登録免許税の免税措置（株式会社地域経済活性化支援機構法第60条）を延長する。										○			○	○															
国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等	拡充	国立大学法人等に評価性資産の寄附を行った際に、寄附された資産等が公益目的事業に用いられることが担保されている場合には、みなし譲渡所得税を非課税とするよう国税庁長官の承認要件の緩和等の特例を設けていただきたい。	○	○											○								○								
地域データセンター整備促進税制の創設	新設	東京圏以外に整備するもので、設置地域近傍からの利用又は東京圏のデータセンターのバックアップを主たる目的とする地域のデータセンターの整備事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、法人税：取得価額の30%の特別償却、固定資産税：取得後5年度分の課税標準の特例（軽減割合1/2）を適用する。			○								○		○				○												

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																	
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の拡充及び延長	拡充 延長			○											○														○	
新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置	新設									○					○														○	○
働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置	新設		○	○											○									○						
子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設	新設		○	○											○									○						
犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	拡充		○	○														○												
NISA 等の利便性向上・充実	拡充																													
外国子会社合算税制（CFC 税制）に係る所要の措置	新設		○	○	○	○	○								○															
店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長	延長		○												○															
生命保険料控除制度の拡充	拡充		○	○											○															

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目												要望元															
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
上場株式等の相続税に係る見直し	新設 高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、相続税に係る見直しを行うこと。											○																	
個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ	拡充 借手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を引き上げること。			○	○	○																							
預金保険法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長	延長 預金保険法第102条第1項第1号及び第126条の2第1項第1号の規定による資本増強を行った際の増資の登記に係る登録免許税率及び資本増強とともに株式移転を行って銀行持株会社等を設立した際の株式会社の設立の登記に係る登録免許税の税率を「1000分の3.5」とする現行の租税特別措置法第80条第3項の措置を「当分の間」延長する。																												
ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の適用開始時期の見直し	拡充 ヘッジ処理における「特別な有効性判定等」の適用開始時期を、所轄税務署長の承認を受けた当該事業年度とすること。			○	○	○																							
外国債券等を譲渡した場合における消費税の取扱いの明確化等	拡充 ○ 無券面の外国債券等の譲渡に係る消費税の内外判定について明確化すること。 ○ 上記の明確化に合わせて適宜所要の措置を行うこと。																												
死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ	拡充 死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額「法定相続人×500万円」に「配偶者及び未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。																												
マイナンバーの利用に関する手続の簡素化	新設 マイナンバー既告知者が行う氏名又は住所の変更告知、及び、NISA口座が廃止された際の金融機関が税務当局に提供する事項につき、マイナンバーを不要とすること。		○	○																									
信託受益権の質的分割に係る所要の措置	新設 信託受益権が質的に分割されている場合の課税関係を明確化すること。 なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
相続税に係る国際的な課税のあり方の見直し	新設 相続税に係る国家間の課税権の調整を行うための一定の救済策を講じること。																												
生命保険料控除・住宅ローン控除等に係る手続の電子化	拡充 金融機関や顧客等のコストを削減するとともに、利便性を向上させる観点から、電磁的な方法による生命保険料控除及び住宅ローン控除等の手続を可能とするほか、手続の簡素化を図ること。		○	○																									
公募投資信託等の内外二重課税の調整	新設 公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できるようにするなど、内外二重課税の調整措置を講じること。		○	○	○	○																							

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目													要望元														
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）	新設 「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。また、私募株式投資信託の課税方式について申告分離課税等とすること。 2 損益通算の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。	○	○													○								○	○				
投資法人が海外で支払う法人税等（外国法人税）に係る導管性判定式の改正	拡充 投資法人における導管性判定式の分母である配当可能利益から、投資法人が海外不動産等に投資する際に支払う「外国法人税額等」を控除すること。			○	○	○										○											○		
郵政事業に係る消費税の特例措置の創設	新設 関連銀行及び関連保険会社（以下「関連銀行等」という。）が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の仕入税額控除の特例措置を創設する。					○	○											○											
地方独立行政法人に対する寄付金等に係る課税標準の特例措置の拡充	拡充 平成29年6月の法改正により、地方独立行政法人の対象業務に市区町村の窓口関連業務を追加することとなり、市区町村の窓口関連業務を行う地方独立行政法人に対する寄付についても、課税標準の特例措置の対象とする。	○	○	○	○	○		○											○										
Connected industriesに向けたIT投資の抜本強化	新設 第四次産業革命で激変するビジネス環境に迅速に対応するため、協調領域における連携や生産管理システム等の高度化によるデータ利活用の取組、また、それらに不可欠な高レベルのサイバーセキュリティ対策に必要なシステムの構築やサービスの利用促進に向けた税制措置を講じる。	○		○	○	○													○							○			
技術研究組合の所得計算の特例の延長	延長 適用期限を平成33年3月31日まで3年間延長する。			○															○					○	○	○	○	○	
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長	延長 適用期限を2年延長する。	○	○	○	○	○													○					○	○				
産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長	延長 平成32年3月31日まで延長する。								○										○						○	○	○		
相続登記の促進のための登録免許税の特例	新設 ①相続発生から30年以上経過している土地に関して当該相続を起因とした登記を申請した場合に、当該所有権についての相続登記にかかる登録免許税の免除 ②課税標準額が一筆当たり20万円以下の土地に関して相続を起因とした登記を申請した場合に、その登録免許税を免除								○											○									

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目												要望元																		
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
国際協力を使途とする資金を調達するための税制度の新設	新設 ①「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」等にも示されている世界の開発需要に対応し貢献するため、納税者の理解と協力を得つつ、国際連帯税（国際貢献税）についての検討を進め、必要な税制上の措置を講ずる。 ② その税収の使途として、世界の開発需要への対応・貢献であることを明確に位置づける。 ③ 課税方法として、我が国としてどのような方式を導入することが適当かについては、持続可能な開発目標（SDGs）の推進等に係る我が国の取組や開発アジェンダを巡る国際潮流及び国際連帯税（国際貢献税）に係る国際的な取組の進展状況を踏まえつつ検討する。													国際連帯税（国際貢献税）																		
清酒等に係る酒税の税率の特例期間の延長	延長 特例措置の軽減割合を維持しつつ、適用期限を平成30年3月31日以降も延長する。													酒税																		
被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例期間の延長	延長 特例措置の軽減割合を維持しつつ、適用期限を平成30年3月31日以降も延長する。													酒税																		
ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長	延長 特例措置の軽減割合を維持しつつ、適用期限を平成30年3月31日以降も延長する。													酒精																		
独立行政法人日本学生支援機構に係る指定寄附金の給付型奨学金への対象拡充	拡充 独立行政法人日本学生支援機構に対して支出された寄附金で「経済的理由で修学に困難がある優れた学生等に『貸与される学費』に充てられるもの」は、法人の所得の算定にあたりその全額を損金算入できるが、これについて、給付型奨学金制度（平成29年度～）の創設を踏まえ、「貸与される学費」に加え、新たに「支給される学費」についても指定の対象となるよう、指定の対象を拡充いただきたい。			○	○	○																			○							
私立学校等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化	新設 現行制度上確定申告が必要とされている私立学校等への寄附に係る寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象とする。	○	○																						○							
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置	新設 国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）関係者をはじめ、選手、放送関係者等の個人・団体の関係者について、関連する所得を所得税、法人税の課税所得としないこと等、税制上の所要の措置を講じる。	○	○		○	○																										
2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置	新設 2019年に開催されるラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営の際に、大会関係者（ラグビーワールドカップリミテッド）に支払われる大会保証料について、国内源泉所得の対象とならないよう所要の処置を講ずる。			○	○	○	○																									
引退後のアスリートに対する経済的支援に係る税制上の所要の措置	新設 アスリートのセカンドキャリア支援について、修学、職域開拓、生活基盤作りなど、多様なニーズに対応する資金が必要。企業や個人から提供される資金を民間受託機関において運用し、引退後のアスリートに対して支給するに当たり、引退後のアスリートが受け取る資金について税制上の所用の措置を講ずる。	○	○																													



平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																				
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設	新設 美術館等が各館の収蔵品収集方針に照らし、活用が妥当と判断する美術品について、その対象となった美術品の所有者が安定的に寄託することを約し、また、その状態を維持する一定の場合において、相続人の相続税又は贈与税の納税を猶予する。								○	○													○									
国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ	新設 たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。													たばこ税、地方たばこ税									○	○								
ひとり親家庭に対する高等職業訓練促進給付金に係る税制上の措置	拡充 高等職業訓練促進給付金については、現行、差押え及び公課の禁止措置が講じられているところ、支給対象期間の上限を3年から4年に延長すること等に伴い、拡充部分についても、同様の取扱いとする。		○	○										国税徴収法、徴収規定										○								
医療に係る消費税の課税のあり方の検討	新設 医療に係る消費税等の税制のあり方について、消費税率が10%に引き上げられるまでに、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、平成30年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。						○	○																○								
医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設	新設 医療に係る消費税の問題が抜本的に解決されるまでの間、都道府県で策定された医療計画等に資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設する。○特別償却又は税額控除制度の選択適用	○		○	○	○				○		○	○											○								
地域機能を確保するための個人開設医療機関への軽減措置の創設	新設 個人開設医療機関において開設者である医師の死亡により相続が生じ、地域の医療機能の確保に必要な医業の継続が困難となることのないよう、都道府県知事が認めた個人開設医療機関については、相続以後5年間継続して運営する場合に限り、相続する資産額のうち「医療に必要な資産額」に相当する相続税を猶予すること。また、当該相続人の死亡によりさらに次の世代に相続される場合に同様の継続を行う場合は、当該相続税を免除すること。							○																○								
社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し	拡充 「社会保険診療収入等」に、介護、助産及び予防接種の収入を追加する。	○		○	○	○	○	○				○	○	特別土地保有税、都市計画										○								

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																	
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置	新設 飲食店等における喫煙専用室の早期設置を促すことにより、望まない受動喫煙を防止するため、当面の間、喫煙専用室を設置した場合における税制上の所要の措置を講じる。	○	○	○	○	○																		○						
協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等	新設 生協連合会が行った当該共済事業分離目的の現物出資に係る配当金については、租税特別措置法の協同組合等の特例を適用せず、法人税法本則を適用する等の取扱いとすることを要望する。			○	○	○																	○							
生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設 現在、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度及び生活保護基準に係る検討・検証を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		地価税、国税徴収法、事業所税、都市計画税、特別土地保有税、										○						

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																				
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省			
介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置	新設 介護医療院及び無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業について、税制上の所要の措置の対象となるよう要望する。 平成29年度末となっている介護療養型医療施設の設置期限について、法改正において平成35年度末に延長することとしているため、介護療養型医療施設に関して現在認められている税制上の所要の措置について、延長を要望する。		○		○	○							○	○	事業所税、特別土地保有税、都市計画税、国民健康																		
障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	延長 適用期限（平成30年3月31日）を2年間延長する。	○		○																													
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の延長	延長 積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、特定の地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の措置について、その適用期限を2年間延長する。	○		○	○																												
交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長	延長 中小法人及び大法人に係る交際費課税の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。 ①飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入できる ②中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入できる ※中小法人については①又は②のいずれかを選択。				○	○	○																										
駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長	延長 駐留軍法の有効期限は平成30年5月16日、漁臨法及び雇用対策法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給の有効期限は同年6月30日とされているところ、今後も国際情勢の変化等に伴い、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者が発生することが予想されることから、それぞれの有効期限を延長するための法改正及び省令改正を行う予定であり、有効期限延長後も、当該離職者に対して支給する職業転換給付金について、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を存続させることとしたい。	○	○		○										国税徴収法、徴収規定																		
個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	新設 個人事業者について、先代から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。																																



平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																	
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設	新設 ①株式、事業の譲渡益に係る税負担の軽減 ②事業譲渡等により生じる資産の移転等に係る税負担の軽減 ③一定の要件を満たすファンドからの出資を受けた際の中小企業者要件の緩和	○	○	○	○	○			○			○												○	○	○			
森林吸収源対策の財源確保に係る森林環境税（仮称）の創設	新設 平成29年度与党税制改正大綱を踏まえ、市町村が主体となって実施する条件不利地域の森林の整備等に必要な財源に充てるため、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、税制上の所要の措置を含め、現行制度の見直しを検討している。													森林環境税（仮称）											○				
農林漁業団体職員共済組合制度に係る税制上の所要の措置	新設 統合から15年近くが経過し、その間の制度の見直しによる受給権者の大幅な減少やこれから支給開始年齢に達する統合時未裁定者は、特例年金額が少額となっている。このため、税制上の所要の措置を含め、現行制度の見直しを検討している。	○	○										国税徴収法												○				
山林所得に係る森林計画特別控除	延長 山林所得に係る森林計画特別控除の2年延長。	○	○																						○				
農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	延長 適用期限（H30.3.31）の2年延長。	○	○	○	○	○																			○				
中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に係る設備廃棄等欠損金の特例	延長 中小企業者等の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置に係る農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく設備廃棄等欠損金額の適用除外の特例措置について、中小企業者等以外の法人の法人税法に定める欠損金の繰戻し還付の不適用の延長に合わせ同一期間の延長を要望する。			○	○	○																			○				
農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置	延長 2年間延長する。											○													○				
農業ハウス等の農地法上の取扱いに係る税制上の所要の措置	拡充 近年の営農形態の多様化に伴い、農業ハウス内での農作業の効率化・高度化等の必要性から、農業者が温室の内部に全面コンクリート張りをするケースも生じている。このようなケースで農地法上の農地として取扱いした場合における税制上の措置を検討する。		○		○	○								都市計画税、事業所税											○				

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																				
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省			
卸売市場法の抜本見直しを含めた食品流通全体の構造改革のための税制上の所要の措置	新設 卸売市場法の抜本見直しを含めた流通全体の構造改革に伴い、卸売市場に係る既存の税制措置について見直し後も引き続き措置するなど、税制上の所要の措置を講じる。		○	○	○						○	○	事業所税、特別土地保有事業所税												○							
林業の成長産業化に関する税制上の所要の措置	新設 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現に向け、関連法令の改正を含めて検討しており、その内容を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。		○	○	○						○	○	事業所税												○							
先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設	新設 「先進的省エネ・再エネ投資促進税制」を新設する（本税制の適用は平成30年度から平成31年度の2年間）。具体的には、以下のとおり、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。 【省エネルギー】 特定事業者による大規模な省エネ設備投資や、複数事業者が連携して実施する高度な省エネ取組（先端的な省エネ設備投資、物流効率化に資するシステム構築等）に資する省エネ設備投資について、特別償却（30%（初年度））、又は税額控除（7%）を適用可能とする。 【再生可能エネルギー】 税制の適用期間内に取得・建設し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において、特別償却（30/100）、又は税額控除（4%）を適用可能とする。		○	○	○	○																							○	○	○	○
印紙税のあり方の検討（印紙税）	印紙税は経済取引における契約書や領収書等に対して課せられる文書課税であるが、近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を検討し見直す。									○															○							
国際会計基準を踏まえた収益認識基準の導入に伴う所要の措置	国際会計基準を踏まえた新たな収益認識基準についての国内での検討状況とその結果を踏まえ、企業の税負担の帰属年度の変動と事務負担に配慮する観点から、所要の措置を講ずる。			○	○	○	○	○																	○							
申告・納税手続の電子化に向けた制度及び運用に係る所要の整備	申告・納税等の税務手続きの一層の電子化の推進にあたっては、企業の事務負担軽減に資するよう、簡素で利便性の高い制度及び運用とすること。																								○							
スピノフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編成税制における所要の措置	拡充 平成29年度税制改正で課税の繰延措置が認められた、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフの円滑な実施を図るため、スピノフの準備を目的としたグループ内再編を行う場合を適格組織再編成税制の対象に加えるよう、適格要件の見直し等、組織再編成税制における所要の措置を講ずる。		○	○	○	○																			○							

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																			
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
事業ポートフォリオの転換の円滑化措置の創設	新設 ノンコア事業の売却と併せてコア事業の強化のために新たな事業買収等の取得を行う場合について、事業買収等の取得価格に応じた圧縮損の計上を可能とすることで、ノンコア事業の売却益の課税を繰延べる。			○	○	○																					○				
自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置の創設	新設 企業が一定の要件を満たした上で、自社株式又は親会社株式を対価とした株式取得により、他社事業の支配を獲得（買収）しようとする場合。 ①買収に応じた被買収法人の法人株主の株式譲渡益に対する課税の繰り延べ ②買収に応じた被買収法人の個人株主の譲渡所得等（譲渡所得、事業所得、雑所得）に対する課税の繰延べ ③一定の要件のもと、買収に応じた個人株主が取得した株式の特定口座及びNISA口座預け入れ対象への追加	○	○	○	○	○																					○				
事業再編を円滑化するための組織再編税制における適格要件の見直し	新設 組織再編を行う際の移転資産の譲渡損益に関して課税の繰延べが認められる適格組織再編の要件を見直し、事業再編の円滑化を図る。	○		○																							○				
新事業開拓事業者投資損失準備金の延長	延長 平成29年度末（平成30年3月31日）で適用期限の到来する本税制措置について、適用期限を1年延長する。			○	○	○																					○				
所得拡大促進税制の拡充及び延長	拡充 延長 (1)税額控除を拡充 ①前年度から、教育訓練費を一定割合増加させた企業については、雇用者給与等支給増加額の一定額を税額控除する。 ②中小企業に対しては、新たに外部から中核人材を採用した場合、給与等支給増加額の一定額を税額控除する。 ③中小企業に対しては、生産性が低い業種に分類される場合、給与等支給増加額の一定額を税額控除する。 (2)制度の要件緩和(中小企業) 要件①（雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと）の見直し。	○		○	○	○																					○				
認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減の延長	延長 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業の用に供するため、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を1/2とする軽減措置の適用期限（平成30年3月31日）を2年間延長する。 ・所有権の保存登記 1,000分の2（本則1,000分の4） ・所有権の移転登記 1,000分の10（本則1,000分の20）																											○			



平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元															
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省
車体課税の抜本的見直し	新設 拡充 延長	平成29年度与党税制改正大綱等を踏まえ、ユーザー負担の軽減や簡素化等の観点から、自動車重量税の当分の間税率の廃止を前提にしつつ、自動車税の税率引下げ等の車体課税の抜本的な見直しに向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。																									
金属鉱業等鉱害防止準備金の延長	延長	本制度の2年間の適用期限を延長する。																									
海外投資等損失準備金の延長	延長	平成30年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を2年間延長する。																									
原子力発電施設解体準備金の見直し		「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会」中間とりまとめで、原子力発電施設解体引当金の引当期間について、現行の原則50年から、原則40年とすること等の提言がされたことを踏まえ、現行の租特における措置について所要の見直しを行う。																									
小規模企業等に係る税制のあり方の検討		今後の個人所得課税改革において給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。																									
事業承継税制の見直し	拡充	以下の要件等、あらゆる要件を見直すことを含め、事業承継税制を抜本的に拡充する。 ①雇用要件 ②納税猶予制度 ③対象となる発行済議決権株式総数の上限 ④対象者																									
産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長	延長	産業競争力強化法に基づく登録免許税の軽減措置を平成32年3月31日まで延長する。																									





平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																	
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の拡充・延長	拡充延長 ・現行の措置の適用期限を2年間（平成30年4月1日～平成32年3月31日）延長する。 ・省エネ改修工事を行った結果、住宅全体の一定の省エネ性能が確保される場合、「全ての居室の窓全部の断熱改修工事を行う場合」でなくとも、本特例の適用対象とする。																												○	
特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長	延長 本特例の適用期限（平成29年12月31日）の2年間延長。	○	○																										○	
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の延長	延長 本特例の適用期限（平成29年12月31日）の2年間延長。	○	○																										○	
特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の延長	延長 本特例の適用期限（平成29年12月31日）の2年間延長。	○	○																										○	
マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の延長	延長 適用期限（平成30年3月31日）を2年間延長する。									○																			○	
住宅投資の波及効果に鑑み、これまでの措置の実施状況や今後の住宅市場の動向等を踏まえた住宅市場に係る対策についての所要の措置	住宅投資の波及効果に鑑み、これまでの措置の実施状況や今後の住宅市場の動向等を踏まえて、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。																												○	
民法改正に伴う住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の要件の見直し	民法改正による成年年齢の見直しを検討されていることに伴い、当該見直しを実施される場合には、住宅取得等資金に係る贈与税の特例について、適用対象となる特定受贈者等の年齢要件を見直す。 ① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定の金額までの贈与につき贈与税を非課税とする特例について、適用対象となる特定受贈者の年齢要件を見直す。 ② 60歳未満の贈与者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした場合についても相続時精算課税制度の適用対象とする特例について、適用対象となる特定受贈者の年齢要件を見直す。 ③ 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定の金額までの贈与税を非課税とする特例について、適用対象となる被災受贈者の年齢要件を見直す。																												○	



平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長	延長 維持管理積立金を損金又は必要経費に算入する特例措置の適用期限（平成30年3月31日まで）を2年間延長する。	○	○	○	○	○																							○
税制全体のグリーン化の推進	第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）に基づき、持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進。 ・地球温暖化対策 ・自動車環境対策 ・森林・自然の維持・回復																												○
車体課税のグリーン化	車体課税については、現行の車体課税のグリーン化による環境効果を十分踏まえ、地球温暖化・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定的財源確保の観点から、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグリーン化を検討する。												自動車重量税																○
独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設整備事業に係る特例措置	廃止 施設を無償貸与、無償譲渡するものに係る業務の用に供する建物の所有権の取得登記に係る登録免許税、及び不動産の譲渡又は建設工事の請負の契約書に係る印紙税を非課税とする特例措置について、適用期限の延長を要望しない。									○	○	○	○	都市計画税												○			
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却又は税額控除（グリーン投資減税）の廃止	廃止 適用期限の延長を要望しない。	○		○	○	○																			○	○	○	○	
東日本大震災により被災したため従前と異なる場所に鉄道路線が移設される場合における用地取得に係る特例措置の廃止	廃止 東日本大震災により被災したため従前と異なる場所に鉄道路線が移設される場合における用地取得に係る登録免許税の非課税措置を廃止する。									○		○															○		
軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化	拡充 次の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の免除に関し、恒久的な措置とする。 ・警察用船舶 ・消防用船舶 ・海上保安庁の使用する船舶 ・自衛隊の船舶及び通信機械等												軽油引取税				○	○								○		○	





平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																	
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長	延長 その他										○			○												○	○	○		
津波避難施設に係る特例措置の拡充・延長	拡充 延長										○			○														○		
首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長													○		○													○	
特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長	延長													○		○													○	
緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための特例措置の拡充及び延長	拡充 延長													○		○													○	
休眠預金等活用法に係る地方税法施行令上の所要の整備要	新設	○														○														
上場株式等の配当所得等に係る申告手続の簡素化（地方税）	新設	○														○														
保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持	その他			○												○														

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																																					
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省																				
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設	新設	機構について、平成30年4月1日から平成48年3月31日（法第27条第2項で定める保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期間）までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令（昭和57年政令第40号）で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす特例措置の新設を要望するもの。																																																
放送ネットワーク災害対策促進税制の延長	延長	適用期限を平成32年3月31日までの2年延長する。																																																
日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置	延長	軽減措置の延長。（2年間）																																																
ゴルフ場利用税の廃止	その他	「ゴルフ場利用税」を廃止する。																																																
障害者に対応した劇場・音楽堂等の課税標準の特例の創設	新設	固定資産税及び都市計画税について、障害者に対応した劇場等に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とする。																																																
国民健康保険法の改正に伴う税制上の所要の措置	新設	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う税制上の所要の措置を講ずる。（平成29年度の要望に基づき改正した地方税法について、技術的な規定の整備を行うもの）																																																
国民健康保険税の軽減判定に用いる被保険者の所得の算定方法の見直し	新設	国民健康保険税に係る軽減措置の判定に用いる被保険者の所得について、算定方法の見直しを行う。																																																



平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																	
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の延長	延長 2年間延長する。										○													○						
農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置の延長	延長 適用期限の2年延長。										○		都市計画税											○						
平成30年度以降の農地の負担調整措置の存続	その他 農地に係る平成30年度以降の各年度の固定資産税及び都市計画税について、現行と同様の負担調整措置を講じること。										○		都市計画税											○						
公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長	延長 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設（汚水又は廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。										○													○	○	○	○			
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長	延長 適用期限を2年延長する。										○													○	○		○			
ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設 ガスシステム改革による事業環境や競争状況の変化を踏まえ、ガス供給業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする方式から、「その他事業」と同様の課税方式へ変更する。				○																				○					
電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設 電力システム改革の一環として、2016年4月から小売電気事業の全面自由化がなされたことを踏まえ、電気供給業の法人事業税については、現行の収入金額を課税標準とする方式から、他の一般の事業と同様の課税方式へと変更する。その際、課税方式の変更のあり方については、電力市場における競争状況等を勘案する。				○																				○					
電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置	新設 電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、電気事業者の分社化に伴い電気の供給に関連して必要となる取引のうち、従前の内部取引からグループ会社間取引となるものに係る収入について、収入金額から控除する。				○																				○					
卸電力取引所における同一法人内の自己約定に対する法人事業税に係る所要の整備	新設 電気事業者が卸電力取引所において電力の買い入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する収入金額に対する法人事業税を非課税とするような所要の整備を行う。				○																				○					





平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目												要望元																																			
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省																				
自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長	延長	自動車取得税の免税点については、本則上は取得価額 1 5 万円であるが、地方税法附則第12条の2の3の規定により平成30年3月31日までの間の自動車の取得については、暫定的に50万円とされており、当該特例措置の適用期限を延長する。																																															
コージェネレーションに係る課税標準の特例の規定に係る所要の措置	その他	コージェネレーション及びこれと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ、配管について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価額の5/6に軽減する措置に係る地方税法の規定について所要の措置を講ずる。																						○																									
土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長	延長	現行の負担調整措置及び、以下の特例措置の適用期限を3年間延長する。 ・商業地等及び住宅用地に係る負担調整措置 ・商業地等に係る減額措置 ・税負担急増土地に係る減額措置																								都市計画税																							
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設	新設	機構について、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本割に係る課税標準を20億円とする。なお、適用年限については、平成31年度までとするものである。															○																																
地域利便確保協定(仮称)に係る課税標準の特例措置	新設	協定に基づき低未利用土地を活用して整備又は管理する公共施設等及び敷地に関する固定資産税・都市計画税の課税標準を1/2に軽減する。																								都市計画税																							
一定の住宅用地に係る税額の減額措置の拡充	拡充	適用対象に、上記の場合を追加する。 (1) 耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修工事を行う場合の敷地への適用 (2) 買取再販における改修工事対象住宅の敷地への適用																									○																						
鉄道事業者等の市街地トンネルに係る非課税措置の拡充	拡充	大阪市交通局の民営化(H30.4予定)に伴い、新会社が引き継ぐ、大阪市及びその近郊の区域において直接鉄軌道事業の用に供する市街地のトンネルを適用対象に追加。																									○																						
先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置の拡充	拡充	特例措置の拡充 ・車線逸脱警報装置を備える以下の自動車(取得価額から175万円控除) 車両総重量3.5トン超のトラック(車両総重量13トン超のトラクタを含む) 車両総重量12トン以下のバス(立席を有するものを除く)																																															
宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置の延長	延長	土地の流動化・有効利用の促進を図るため、宅地評価土地の取得に係る不動産取得税について課税標準を2分の1に圧縮する措置を、3年間延長する。																								○																							

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																		
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置の延長	延長 土地の流動化・有効利用の促進及び住宅取得の負担軽減を図るため、土地及び住宅用建物の取得に係る不動産取得税について税率を3%（本則4%）に軽減する措置を3年間延長する。											○																	○		
特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る軽減措置の延長	延長 特定市街化区域農地の所有者等が当該土地を転用して貸家住宅を新築した場合の建物及び敷地に係る固定資産税について、以下の通り減額する。 （土地）平成32年度までに新築された貸家住宅の敷地 →当初3年間1/12に減額 （建物）平成32年度までに新築された貸家住宅の家屋の100㎡までの部分 →当初2年間1/3に、その後の3年間1/2に減額											○																	○		
認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税の特例措置の延長	延長 特例措置の適用期限（平成30年3月31日まで）を2年間延長する。											○		都市計画法															○		
高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長	延長 高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に当該土地に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合に適用される、当該建替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除する特例措置の適用期限を2年間延長（平成32年3月31日まで）する。											○																	○		
除害施設に係る課税標準の特例措置の延長	延長 除害施設に係る固定資産税の課税標準について、4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減する。											○																	○		
新築住宅に係る税額の減額措置の延長	延長 一定の要件を満たす新築住宅に対して課する固定資産税を3年間（中高層耐火建築物である住宅は5年間）、2分の1に減額する特例の適用期限（平成30年3月31日）を2年間延長する。											○																	○		
宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置の延長	延長 適用期限（平成29年3月31日）を2年間延長する。											○																	○		
マンションの建替え等の円滑化に関する法律における施行者又はマンション敷地売却組合が要除却認定マンション及びその敷地を取得する場合の非課税措置の延長	延長 適用期限（平成28年3月31日）を2年間延長する。											○																	○		

